

沼津市し尿くみ取料金遠距離加算料交付金交付要綱

平成16年9月24日市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、し尿くみ取料金における地域間での格差を解消するため、当該料金に加算することとなる遠距離加算料を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定額制 し尿のくみ取対象となる家屋の世帯数とその使用人数により料金を定める方法をいう。
- (2) 従量制 くみ取ったし尿の量により料金を定める方法をいう。
- (3) 遠距離加算料 定額制の場合は、使用人数を基に算出する人員割料金に、従量制の場合には、従量制料金から基本料金を引いた額に遠距離加算率を乗じた額をいう。

(遠距離加算率)

第3条 前条第3号に規定する遠距離加算率は、し尿のくみ取対象となる家屋とし尿処理施設との距離に応じて地区ごとに定めるものとし、その割合は、次のとおりとする。

- (1) 大平地区及び静浦地区（口野を除く。） 20%
- (2) 内浦地区及び静浦地区口野 25%
- (3) 西浦地区 30%

(交付の対象)

第4条 市は、市長の許可を得てし尿の収集及び運搬を業とする一般廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）に対して交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、第2条第3号に掲げる遠距離加算料相当額とする。

(交付金の申請)

第6条 交付金を受けようとする処理業者は、沼津市し尿くみ取料金遠距離加算料交付金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない

い。

(1) し尿くみ取実績表（第2号様式）

(2) し尿くみ取実績表に係る伝票の写し

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（補則）

付 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。